七日	1.	_
邛	4	Т
・ノレ	4 1	J

	現行	l	改定案
	東京都目黒区立第十一中学校同窓会規約		目黒区立第十一中学校同窓会規約
第1条(名称)	本会は、東京都目黒区立第十一中学校同窓会と称する。	第1条(名称)	本会は、目黒区立第十一中学校同窓会と称する。
第2条(会員)	本会は、東京都目黒区立第十一中学校(以下、目黒十一中とする)の卒業生をもって会員とする。	第2条(会員)	本会は、目黒区立第十一中学校(以下、目黒十一中と する)の卒業生をもって会員とする。
第3条(特別会員)	本会は、目黒十一中に在職した教職員及び歴代の親師会役員を特別会員とする。	第3条(特別会員)	本会は、目黒十一中に在職した教職員及び歴代の親師会役員を特別会員とする。
第4条(目的)	本会は、会員及び特別会員相互のつながりを深めることを目的とし、あわせて目黒十一中の発展に寄与する。	第4条(目的)	本会は、会員及び特別会員相互のつながりを深めることを目的とし、あわせて目黒十一中の発展に寄与する。
第5条(役員)	本会には、次の役員を置く。 会長1名、副会長1名、幹事若干名	第5条(役員)	本会には、次の役員を置く。 会長1名、副会長1名、会計1名、監事1名、幹事若干名
第6条(役員選出)	役員は、総会で選出する。	第6条(役員選出)	役員は、総会で選出する。
第7条(会費)	会費は、毎年の新入会員から徴収する。 ・新入会員の徴収金額は千円とする。 ・すでに卒業した会員からは寄付を受けつけ、本会の 運営費に充当する。	第7条(会費)	会費は、毎年の新入会員から徴収する。 ・新入会員の徴収金額は千円とする。 ・すでに卒業した会員からは寄付を受けつけ、本会の 運営費に充当する。
第8条(付則)	・本会には、名誉会長1名を置き、目黒十一中に在職する学校長をあてる。	第8条	<ul><li>・本会には、名誉会長1名を置き、目黒十一中に在職する学校長をあてる。</li><li>・退任した同窓会役員を顧問にすることができる。</li></ul>
第9条(発効)	本規約は、平成10年3月1日をもって発効する。 以上	第9条(改定)	この規約の改定は、総会によって決議する。
			本規約は、平成10年3月1日をもって発効する。 本規約は、平成22年11月20日をもって発効する。
			S. I.

以上